

野田村育英会規約

(目的)

第1条 この会は、優れた学生であって経済的理由により修学が困難な者に対し、学資を貸付けすることにより、修学奨励及び有為な人材の育成を目的とする。

(名称及び事務所)

第2条 この会は、野田村育英会（以下「育英会」という。）と称し、事務局を野田村教育委員会に置く。

(組織)

第3条 育英会は、副村長、村議会議長、教育長、教育振興会長、小・中学校長、小・中学校PTA会長及び会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

(育英会の事務)

第4条 育英会は、第1条に規定する目的の遂行に関する事務を行う。

(役員)

第5条 育英会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

第6条 役員は、総会において選出する。

第7条 会長は、会務を総理し、育英会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を行う。

3 監事は、育英会の業務を監査する。

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問)

第9条 育英会に顧問を置くことができる。顧問は、総会において定める。

(事務局)

第 10 条 育英会の会務を処理するため事務局を置く。

2 事務局員は、会長がこれを委嘱する。

(会議)

第 11 条 育英会の基本的事項を審議決定する機関として、総会及び役員会を置く。

2 会議の招集は会長が行い、会議の議長を執る。総会は、年 1 回とする。ただし、必要あるときは、臨時に開くことができる。

3 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

第 12 条 総会は、次の事項について審議する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事
- (2) 予算の議決及び決算の承認に関する事
- (3) 役員を選出に関する事
- (4) その他育英会の運営に関し、重要な事項に関する事

第 13 条 会議は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(経費の支弁)

第 14 条 育英会の経費は、補助金、寄附金及びその他をもって支弁する。

2 育英会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(委任)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、育英会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 29 年 3 月 2 日から施行する。